

電話サービス契約約款の一部改正  
新旧対照

旧	新
<p>目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 18 19 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 19の2 電気通信番号計画の遵守</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 18 19 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 19の2 電気通信番号制度の遵守</p>
<p>別記 1 ～ (略) 19 19の2 電気通信番号計画の遵守 (1) <u>契約者は、電話サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次のことを守っていただきます。</u>  <u>ア 契約者が電話サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。</u> <u>イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。</u> (2) 契約者は、(1)の<u>ア</u>の申告に際して、その<u>申告のあった事実を証明する書類等</u>を当社の求めに応じて提出していただきます。 (3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。</p>	<p>別記 1 ～ (略) 19 19の2 電気通信番号制度の遵守 (1) <u>電話サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供しようとする契約者（以下この別記19の2において「卸先電気通信事業者」といいます。）は、あらかじめそのことを当社に申告していただきます。</u> (2) (1)の申告を行う卸先電気通信事業者は、<u>電気通信番号規則及び電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次に掲げる事項について当社による確認を受けていただきます。</u> <u>ア 電気通信番号使用計画の認定を受けていること。</u> <u>イ 利用する電気通信番号の数が50を超えるときは、卸先電気通信事業者による電気通信事業その他の事業を6月以上行っている又は電話サービスを使用した電気通信役務の提供が継続的に実施される見込みがあること。</u> (3) 卸先電気通信事業者は、(1)の申告及び(2)の確認に際して、その事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。 (4) 当社は、契約者が(1)及び(2)の規定に<u>違反している又は違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。</u></p>
	<p>附 則（令和8年5月25日東経営第000200000847号） この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正  
新旧対照

旧	新
<p>目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 9 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 10の2 電気通信番号計画の遵守</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 9 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 10の2 電気通信番号制度の遵守</p>
<p>別記 1 ～ (略) 10 10の2 電気通信番号計画の遵守 (1) 契約者は、総合デジタル通信サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、<u>電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次のことを守っていただきます。</u>  ア 契約者が総合デジタル通信サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。 イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。 (2) 契約者は、(1)のアの申告に際して、その申告のあった事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。 (3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。</p>	<p>別記 1 ～ (略) 10 10の2 電気通信番号制度の遵守 (1) <u>総合デジタル通信サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供しようとする契約者（以下この別記10の2において「卸先電気通信事業者」といいます。）は、あらかじめそのことを当社に申告していただきます。</u> (2) (1)の申告を行う卸先電気通信事業者は、<u>電気通信番号規則及び電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次に掲げる事項について当社による確認を受けていただきます。</u> ア <u>電気通信番号使用計画の認定を受けていること。</u> イ <u>利用する電気通信番号の数が50を超えるときは、卸先電気通信事業者による電気通信事業その他の事業を6月以上行っている又は総合デジタル通信サービスを使用した電気通信役務の提供が継続的に実施される見込みがあること。</u> (3) 卸先電気通信事業者は、(1)の申告及び(2)の確認に際して、その事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。 (4) 当社は、契約者が(1)及び(2)の規定に違反している又は違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。</p>
	<p>附 則（令和8年5月25日東経営第000200000847号） この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>

音声利用 I P 通信網電話サービス契約約款の一部改正  
新旧対照

旧	新
<p>目次 第1章 ～ (略) 第11章 別記 1 ～ (略) 5の4 5の5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 5の6 電気通信番号計画の遵守 6 ～ (略) 17</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第11章 別記 1 ～ (略) 5の4 5の5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 5の6 電気通信番号制度の遵守 6 ～ (略) 17</p>
<p>(法令に規定する事項) 第55条 音声利用 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。 (注) 法令に定めがある事項については、別記6に定めるところによります。</p>	<p>(法令に規定する事項) 第55条 音声利用 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。 (注) 法令に定めがある事項については、<u>別記5の2から別記6</u>に定めるところによります。</p>
<p>別記 1 ～ (略) 5の5 5の6 電気通信番号計画の遵守 (1) <u>契約者は、音声利用 I P 通信網サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次のことを守っていただきます。</u>  <u>ア 契約者が音声利用 I P 通信網サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。</u> <u>イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。</u></p>	<p>別記 1 ～ (略) 5の5 5の6 電気通信番号制度の遵守 (1) <u>音声利用 I P 通信網サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供しようとする契約者（以下この別記5の6において「卸先電気通信事業者」といいます。）は、あらかじめそのことを当社に申告していただきます。</u> (2) <u>(1)の申告を行う卸先電気通信事業者は、電気通信番号規則及び電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次に掲げる事項について当社による確認を受けていただきます。</u> <u>ア 電気通信番号使用計画の認定を受けていること。</u> <u>イ 利用する電気通信番号の数が50を超えるときは、卸先電気通信事業者による電気通信事業その他の事業を6月以上行っている又は音声利用 I P 通信網サービスを使用した電気通信役務の提供が継続的に実施される見込みがあること。</u></p>

新旧対照

旧	新
<p>(2) 契約者は、(1)の<u>ア</u>の申告に際して、その<u>申告のあった事実</u>を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。</p> <p>(3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。</p> <p>6 ～ (略) 17</p>	<p>(3) 卸先電気通信事業者は、(1)の申告<u>及び(2)の確認</u>に際して、その事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。</p> <p>(4) 当社は、契約者が(1)<u>及び(2)の規定に違反している又は違反している</u>おそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。</p> <p>6 ～ (略) 17</p>
	<p>附 則（令和8年5月25日東経営第000200000847号） この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正  
新旧対照

旧	新
<p>目次 第1章 ～ (略) 第12章 別記 1 ～ (略) 9 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 10の2 電気通信番号計画の遵守 11 ～ (略) 23</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第12章 別記 1 ～ (略) 9 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 10の2 電気通信番号制度の遵守 11 ～ (略) 23</p>
<p>(法令に規定する事項) 第62条 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。 (注) 法令に定めがある事項については、別記11に定めるところによります。</p>	<p>(法令に規定する事項) 第62条 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。 (注) 法令に定めがある事項については、<u>別記7から11</u>に定めるところによります。</p>
<p>別記 1 ～ (略) 10 10の2 電気通信番号計画の遵守 (1) 契約者は、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、<u>電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次のことを守っていただきます。</u></p> <p>ア 契約者が特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。 イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。</p>	<p>別記 1 ～ (略) 10 10の2 電気通信番号制度の遵守 (1) 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供しようとする契約者（以下この別記10の2において「卸先電気通信事業者」といいます。）は、あらかじめそのことを当社に申告していただきます。 (2) (1)の申告を行う卸先電気通信事業者は、<u>電気通信番号規則及び電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次に掲げる事項について当社による確認を受けていただきます。</u></p> <p>ア 電気通信番号使用計画の認定を受けていること。 イ 利用する電気通信番号の数が50を超えるときは、<u>卸先電気通信事業者による電気通信事業その他の事業を6月以上行っている又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを使用した電気通信役務の提供が継続的に実施される見込みがあること。</u></p>

新旧対照

旧	新
<p>(2) 契約者は、(1)の<u>ア</u>の申告に際して、その<u>申告のあった事実</u>を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。</p> <p>(3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。</p> <p>11 ～ (略) 23</p>	<p>(3) 卸先電気通信事業者は、(1)の申告<u>及び(2)の確認</u>に際して、その事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。</p> <p>(4) 当社は、契約者が(1)<u>及び(2)の規定に違反している又は違反している</u>おそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。</p> <p>11 ～ (略) 23</p>
	<p>附 則（令和8年5月25日東経営第000200000847号） この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>